

府省の評価方法・結果の調査・検討の進め方(案)

1. 対象課題(8月8日現在)

○ 10億円以上の課題: 410件

○ うち過去1年間に府省等で評価された課題: 87件

(ライフ:15 情報通信:21 環境:10 ナノテク:4 エネルギー:17)
(製造技術:3 社会基盤:4 フロンティア:7 他:6)

2. 評価専門調査会の議員・専門委員の分担

ライフ① ライフ② 情報① 情報②・製造 環境 ナノテク エネルギー① エネルギー② 社会基盤・他 フロンティア	分担議員・委員名は非公表
---	--------------

(なお、各グループとも分野の専門的知識を持った議員・委員が最低1名確保できることに加え、評価者に求められる資質が専門分野の知識以上に評価の在り方に関する知識であることから、新たな要員の追加は行わず、評価専門調査会の議員・委員だけで分担することとしたい。)

3. 分担作業

府省等で行われた評価の報告書等を参考に、別紙に示した記入方法に従い、評価概要を完成させる。

● 第1回分担検討: 8月9日資料発送 8月23日結果提出

● 第2回分担検討: 8月末資料発送 9月上旬結果提出

4. 結果の取扱い

ヒアリング等を経た最終的な総合判定とそのコメントについて公表する。複数の評価者の評価結果が異なった場合は分野責任議員が最終的な判断を行う。なお、各課題毎の評価担当議員・委員は非公表とする。

5. 留意事項

調査・検討においては、研究開発のアイデアや個人情報等の守秘義務の遵守に留意する。

基本情報

府省名		資金						
課題名						主分野		
実施機関名								
実施期間	開始年月				終了年月			
研究開発費(百万円)		総計			実績(~H14)		H15年要求	
評面の概要								

事務局で原案記載
● 記載内容に問題があれば、修正を指示する。

府省評価の概要

評価実施主体								
評価目的								
評価委員会						評価者数		名
評価年月	平成	年	月	評価の種類	1. 事前 2. 中間 3. 事後 4. 追跡 5. 他()			
評価方法の周知	1. 有 2. 無			評価結果の公表	1. 有 2. 無			
評価結果の概要								
評価結果の活用(反映)方針								

事務局で原案記載
● 記載内容に問題があれば、修正を指示する。

府省評価方法・結果の評価

1. 評価の目的	1. 適切 2. 不適切()	<p>事務局で原案記載 ● 事務局の原案に問題があれば修正する。 ● 不適切と判断した場合は理由も記載する。</p>
2. 評価者	1. 適切 2. 不適切()	
3. 評価の時期	1. 適切 2. 不適切()	
4. 方法の設定	1. 適切 2. 不適切()	
5. 結果の処理	1. 適切 2. 不適切()	
6. 評価方法に関する指摘		
7. 課題の特性に応じた評価	1. 適切 2. 不適切	<p>● 各項目について、適切性を評価する。 ● 不適切と判断した場合は理由も記載する。 ● 判断できない場合はその理由を記載する。</p>
8. 必要性の観点からの評価	1. 適切 2. 不適切	
9. 効率性の観点からの評価	1. 適切 2. 不適切	
10. 有効性の観点からの評価	1. 適切 2. 不適切	

判定

11. ヒアリング	1. 不要 2. 必要	<p>● ヒアリングする必要性を判断する。 ● 必要と判断した場合は、ヒアリングで確認・検討すべき内容も記載する。</p>
12. 総合判定(方法・結果)	1. 適切 2. 改善点あり	<p>● 評価方法と評価結果について総合判定する。 ● 改善点ありと判断した場合は理由も記載する。 ● 判断できない場合は記入しない。</p>

評価概要の記入方法

担当する研究開発課題について、府省で行われた評価の報告書等の情報に基づき、以下の方法で記入する。なお、評価の適切性は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成13年11月28日)」に示された考え方に基づいて判断する。

①「基本情報」

原則として事務局が記載する。事務局の記載内容について問題がある場合は修正を指示する。

②「府省評価の概要」

原則として事務局が記載する。事務局の記載内容について問題がある場合は修正を指示する。

③「府省評価方法・結果の評価」

下記の観点からその適切性を評価する。不適切と判断する場合や判断ができない場合はその理由を記入する。

1. 評価の目的: 評価の目的が明確かつ具体的に設定され、事前に周知されているか。
2. 評価者: 評価者のバランス・数・利害関係者の排除等、適切に選任されているか。
3. 評価の時期: 評価時期は適切か。優れた研究の継続に配慮はあるか。
4. 方法の設定: 評価の手法・項目・基準・過程・手続き等を明確かつ具体的に設定し、周知しているか。
5. 結果の処理: 評価結果を被評価者へ開示したり、公表しているか。
6. 評価方法に関する指摘: 過重な負担は回避されているか。評価予算や評価人材等の体制は適切か。競争的環境の創出に配慮されているか。その他改善すべき点はないか。
7. 課題の特性に応じた評価: 評価目的や研究開発の性格(基礎・応用・開発等)に応じた評価が得られているか。必要に応じ国際水準と比較した優位性・競争力が評価されているか。

8. 必要性の観点からの評価: 科学技術的意義、社会経済的意義、目的の妥当性等の観点から評価されているか。
9. 効率性の観点からの評価: 計画や実施体制の妥当性、予算の適切性、費用対効果等の観点から評価されているか。
10. 有効性の観点からの評価: 目標の達成度、科学技術・社会経済への貢献、人材養成等の観点から評価されているか。

④「判定」

下記の方法に従い記入する。

11. ヒアリング: 評価専門調査会で直接ヒアリングする必要があるか。必要な場合はヒアリングで確認・検討すべき事項は何か。(なお、事実の確認等に過ぎない場合は、事務局による確認も可とする。)
12. 総合判定: 府省で実施された評価方法および評価結果は適切か。改善すべき事項が認められる場合、その内容は何か。